

あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で781,700円です。老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されるメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

このように、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば…

付加保険料を10年間（120月）納付したとします。

【納めた総額】
400円×120月＝48,000円

【1年間に支給される額】
200円×120月＝24,000円

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方はサラリーマンや公務員（第2号被保険者）のように、国民年金に上乗せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』の仕組みとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金に加入できる方は国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方（農業者年金加入者を除く）および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金（給付）の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、全国国民年金基金北海道支部まで。
フリーダイヤル ☎0120 (65) 4192 に直接ご連絡ください。

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること（追納）により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

今年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。原則、古い期間の保険料から納めることになります。

年度	免除の承認を受けた年度の保険料を令和3年3月31日までに追納する場合の月額			
	全額免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成22年度	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年度	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年度	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年度	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年度	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年度	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年度	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年度	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年度	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

※平成29年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

申込み・問合せ先

付加年金・追納 ⇒ 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155 (25) 8113
国民年金基金 ⇒ 北海道国民年金基金 ☎0120 (65) 4192

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213



後期高齢者医療制度のお知らせ

— 保険証（被保険者証）の一斉更新について —

水色



新しい保険証（水色）

保険証が新しくなります（橙色→水色）

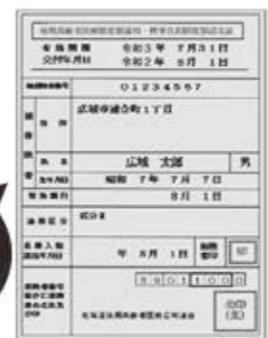
●新しい保険証は水色です

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福祉課保険係までお申し出ください。

黄色



新しい減額認定証（黄色）

減額認定証も新しくなります（黄緑色→黄色）

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

●新しい減額認定証は黄色です

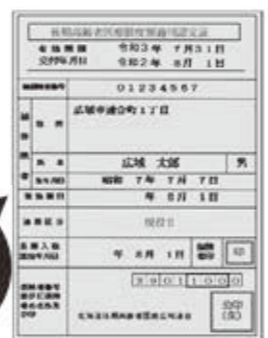
現在ご使用の黄緑色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に黄色の減額認定証を交付しますので、8月1日からご使用ください。

新たに必要となる方は、福祉課保険係へ申請してください。

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	○世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ○老齢福祉年金を受給されている方

黄色



新しい限度証（黄色）

限度証も新しくなります（黄緑色→黄色）

【限度額適用認定証】

※保険証の負担割合「3割」の方で限度証の交付対象…下記の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

●新しい限度証は黄色です

現在ご使用の黄緑色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に黄色の限度証を交付しますので、8月1日からご使用ください。

新たに必要となる方は、福祉課保険係へ申請してください。

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方（限度証不要）
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214